

第 3 編 地震災害対策編

第1章 基本的な考え方

市は、市民生活に甚大な被害が及ぼされる大規模な地震災害に対処すべく、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

本編における地震防災計画は、過去の地震及び断層等により想定される地震規模を考慮し、想定される地震被害の程度、機能支障に対して、より現実的、計画的な地震防災対策の実施を目指すものとする。

なお、本編に定めない事項については、第2編 風水害・共通対策編に基づき運用する。

第1節 震災対策の基本的考え方

平成23年3月に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」はこれまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波であり、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらす結果となった。このことから、国では、「今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、科学的に想定し得るあらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである。」との考えをもとに、平成24年8月に南海トラフ巨大地震の想定を公表（平成24年8月作成、令和7年3月見直し）した。さらに県は、平成24年8月の公表を受けて最大クラスの地震（M9.0）、津波（M9.1）のシミュレーションを独自に行い、国の想定と重ね合わせて平成25年10月に「県における南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定について」を公表（平成25年作成、令和8年2月見直し）。

本市では、県地域防災計画（令和8年3月）、新・宮崎県地震減災計画（平成29年8月）、「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」（令和8年2月）を踏まえて、日向灘地震、「えびの一小林地震」、「東南海・南海地震」、「南海トラフ巨大地震」に対応する防災・減災対策に取り組んでいくことを基本とする。

なお、本市は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の第3条の規程に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域であり、同法第5条に基づく推進計画の策定を行うが、その内容については、「第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画」に記載する。

第1項 地震環境

1 本市における地震環境

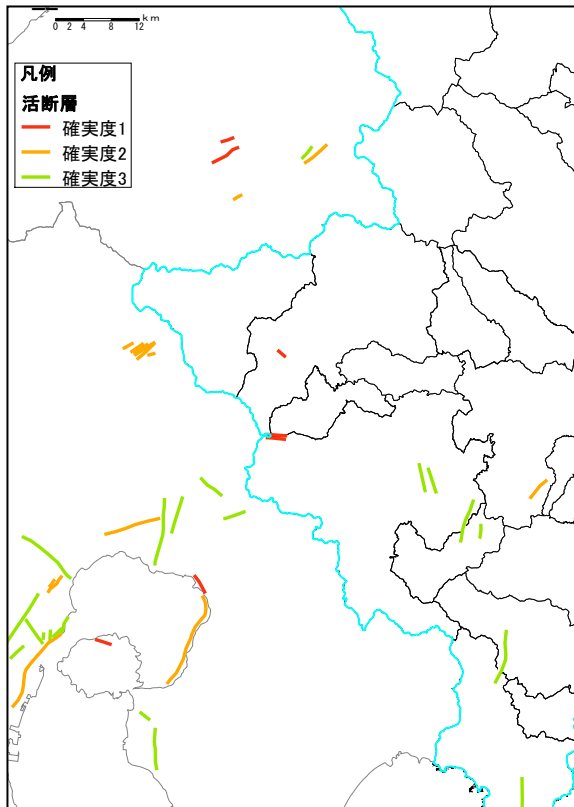
本市周辺で発生している地震は、過去の記録からみて、大きく次のように分類できる。

- ① 日向灘で発生する地震
- ② 霧島火山周辺の地震
- ③ その他

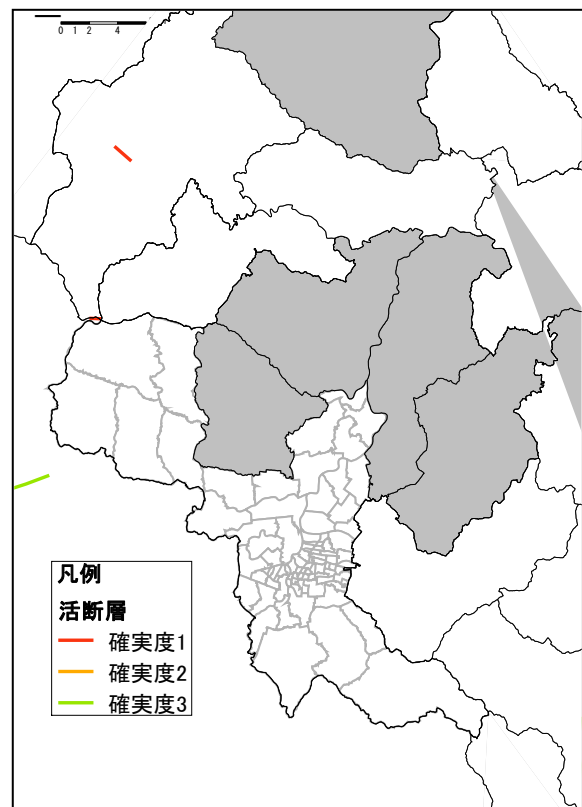
これらの地震のうち、日向灘で発生する地震が約9割を占めている。日向灘での大規模な地震は、延岡沖、宮崎沖及び都井岬の南東沖などで発生することが多い。

2 活断層の分布

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）のような活断層を起因とした地震を想定した場合、本市の市街地の直下にある大きな影響を与えると考えられる活断層は、現在における活断層の調査結果においては確知されていない。



(他県を含む都城市周辺)



(都城市内)

活断層の確実度	1：活断層であることが確実なもの
	2：活断層であると推定されるもの
	3：活断層の疑いのあるもの

《 活断層分布図「新編日本の活断層（1991）」 》

3 既往災害の事例

過去の調査観測により、県周辺で発生している地震の震源分布は、日向灘に集中していることが明らかになっている。また、日向灘ほど数は多くないものの、えびの市、小林市付近でもマグニチュード5から6程度の地震が発生している。

一般的には、日向灘の地震はプレート境界付近及びフィリピン海プレート内部で発生する地震であり、県の内陸部で発生する地震は直下型地震であると考えられている。

これまでの知見では、プレート境界型（海洋型）地震は比較的頻繁に発生し、マグニチュードも大きく、長周期の地震を発生させることが分かっている。これに対して内陸型（直下型）地震では発生周期が比較的長くマグニチュードもあまり大きくないことが多いが、地震動は短周期の衝撃型震動を発生させ、比較的狭い範囲に大きな被害を発生させることが知られている。

過去に発生した1968年のえびの地震では、えびの市周辺で住宅の全半壊や多数のけが崩れが発生した。えびの地方では1913年にも5月と7月の2度にわたって群発地震が発生している。

《 昭和以降県内で発生した主な地震の概要 》

No.	年代	名称・地域	規模	被害の程度（人、戸）
1	1662年10月31日	日向灘	M7.6	死者多数、潰家3,800
2	1769年 8月29日	豊後水道	M7.7	高鍋城、佐土原城損壊、 寺社町家損壊多数
3	1899年11月25日	日向灘	M7.1	家屋、石垣等の破損、土地の亀裂等
4	1903[明治36]年10月11日	日向灘	M6.2	灯台破損
5	1913[大正 2]年 4月13日	日向灘	M6.8	壁の亀裂等
6	1929[昭和 4]年 5月22日	日向灘	M6.9	煙突崩壊、家屋の損壊等
7	1931[昭和 6]年11月 2日	日向灘	M7.1	死者1、負傷者29、全壊4、半壊 10、一部損壊多数
8	1939[昭和14]年 3月20日	日向灘	M6.5	都城市付近で震度5を記録 死者1、負傷者1、全壊1、一部損壊 多数
9	1941[昭和16]年11月19日	日向灘	M7.2	負傷者5、全壊1、一部損壊多数
10	1946[昭和21]年12月21日	紀伊半島沖 (昭和南海地震)	M8.0	負傷者5、半壊3、家屋浸水1,165
11	1948[昭和23]年 5月 9日	日向灘	M6.5	壁土落下等
12	1960[昭和35]年 5月24日	チリ地震	M9.5	床上浸水168、床下浸水145、津波 船舶被害32隻
13	1961[昭和36]年 2月27日	日向灘	M7.0	死者1、負傷者4、全壊1、半壊4、 一部損壊104、都城は震度5を記録
14	1968[昭和43]年 2月21日	鹿児島県薩摩地方 (えびの地震)	M6.1	負傷者35、全壊451、半壊896 一部損壊3,597
15	1968[昭和43]年 4月 1日 (16時13分)	日向灘	M7.5	負傷者15、半壊 1、一部損壊9 同日9時42分の地震では都城は震度4 を記録（夕方は震度3）
16	1969[昭和44]年 4月21日	日向灘	M6.5	負傷者2
17	1969[昭和44]年 9月18日	種子島近海	M5.9	都城は震度4を記録
18	1970[昭和45]年 7月26日	日向灘	M6.7	負傷者13、道路決壊2、山崩れ4 都城は震度5を記録
19	1971[昭和46]年 5月25日 5月29日	日向灘	M5.8	都城は震度4を記録
20	1978[昭和53]年 5月23日	鹿児島県西方沖	M6.4	都城は震度4を記録
21	1984[昭和59]年 8月 7日	日向灘	M7.1	負傷者9、一部損壊319
22	1987[昭和62]年 3月18日	日向灘	M6.6	死者1、負傷者6、一部損壊432 道路損壊、山崩れ、がけ崩れ等 都城は震度4を記録
23	1994[平成 6]年 4月30日	日向灘	M6.0	都城は震度4を記録
24	1996[平成 8]年10月19日	日向灘	M6.9	都城は震度4を記録
25	1996[平成 8]年12月 3日	日向灘	M6.7	都城は震度4を記録
26	1997[平成 9]年 3月26日	鹿児島県薩摩地方	M6.6	都城は震度4を記録
27	2016[平成28]年 4月16日	熊本県熊本地方 (熊本地震)	M7.3	都城は震度4を記録
28	2019[令和 1]年 5月10日	日向灘	M6.3	都城は震度5弱を記録
29	2022[令和 4]年 1月22日	日向灘	M6.6	都城は震度4を記録
30	2022[令和 4]年 10月2日	大隅半島東方沖	M5.9	都城は震度4を記録
31	2024[令和 6]年 8月8日	日向灘	M7.1	都城市は震度5強を記録

32 | 2025[令和 7]年 1月13日 | 日向灘 | M6.6 | 都城市は震度4を記録

(「宮崎県地域防災計画」(令和7年3月参照))

第2項 地震の観測

1 地震の揺れの強さと大きさの表現

(1) 震 度

震度は、地震動（揺れ）の強さの程度を表すもので、気象庁、地方公共団体及び国立研究開発法人防災科学技術研究所が全国各地に設置した震度観測点で観測し、「気象庁震度階級関連解説表」のとおり震度0～7までの10階級で表される。一般的に、震源から遠くなるほど震度は小さくなる。

(2) マグニチュード

マグニチュード（「M」で表す。）は、その地震自体の大きさを表すもので、震源から放出された地震エネルギーの大きさに関する値である。

マグニチュードとエネルギーとの関係は、マグニチュードが「1」大きくなるとエネルギーは約30倍に、「2」大きくなると1,000倍になる。

2 地震に関する観測点

地震発生直後の初動対応の判断材料となる震度情報は、気象庁が発表する。

本市に設置してある震度観測点及び地震観測点は、以下のとおりである。

《 地震観測点と震度観測点 》

種 別	名 称	所在地	所 管
地震観測点	宮崎高崎	高崎町江平1805-1	気象庁
	都城北	御池町5844-291	独立行政法人
	都城南	妻ヶ丘町1-1	防災科学技術研究所
震度観測点	都城市菖蒲原	菖蒲原町3-23 都城特別地域気象観測所	気象庁
	都城市高崎町江平	高崎町江平1805-1	
	都城市姫城	姫城町4034-2	独立行政法人 防災科学技術研究所
	都城市高崎町大牟田	高崎町大牟田1150-1	
	都城市山之口町花木	都 城 市 山 之 口 町 花 木 2005	宮崎県
	都城市高城町穂満坊	高城町穂満坊306	
	都城市山田町山田	山田町山田3881-7	

※地震観測点とは、地震により発生した地震動（地面の動き）を計測し、記録する機器を設置した観測点をいう。

※震度観測点とは、地震計により記録された加速度と周期、及び震動の継続時間から計測

震度を算出する機器を設置した観測点をいう。

第2節 想定地震と被害想定

市は、海溝型地震の「日向灘地震」、内陸型地震の「えびのー小林地震」について想定することを基本としていたが、平成23年の東日本大震災を教訓として、国（内閣府）が南海トラフ巨大地震の想定を行ったこと、県が平成25年に「宮崎県地震・津波被害想定調査」を実施し、南海トラフの巨大地震による被害想定を検討を行ったことを受け、従来想定していた地震に「南海トラフ巨大地震」も加え、今後の市の地震災害対策の基礎とする。

なお、県が被害想定を行った南海トラフ巨大地震の震源モデルは、東海域～日向灘域までの範囲を震源としたものを「内閣府モデル」、南海域～南西諸島海溝域までを震源としたものを「宮崎県独自モデル」として設定している。

第1項 日向灘地震、えびのー小林地震による被害の想定

ここでは、宮崎県地震被害想定調査（平成7年9月）、及び市の実施した防災アセスメント調査（平成20年3月）の結果に基づき、気象庁震度階数等による被害を勘案した地震による被害を想定する。

1 地震被害想定調査の概要

県及び市が実施する地震被害想定調査は、想定される地震に対して、地域の揺れやすさの程度、液状化の危険度、人的被害（死傷者、避難者数）、建物倒壊、火災延焼棟数など、地震時に想定される具体的な被害量を算出するものである。

2 震源の想定

（1）県の想定地震

地震は、予知が難しい現象であり、地震を誘因として発生する災害には、建物倒壊、火災、液状化、ライフラインの寸断等様々な大災害が考えられる。

県は、被害想定調査において、次に示す3つの地震を想定している。

《 想定地震の規模 》

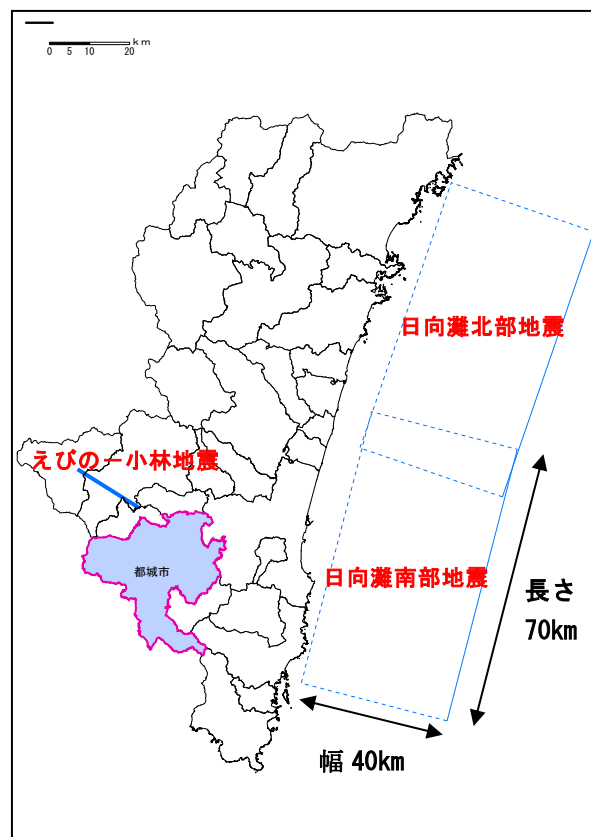
想定地震		マグニチュード	長さ (km)	幅 (km)	走向 θ°	傾斜 δ°	最弱 震度	最強 震度
1	日向灘南部地震	M7.6	70	40	N15E	20	5弱	6強以上
2	日向灘北部地震	M7.6	70	40	N20E	20	4以下	6弱
3	えびのー小林地震	M6.5	25	15	N60W	90	5弱	6強

(2) 市として想定する地震

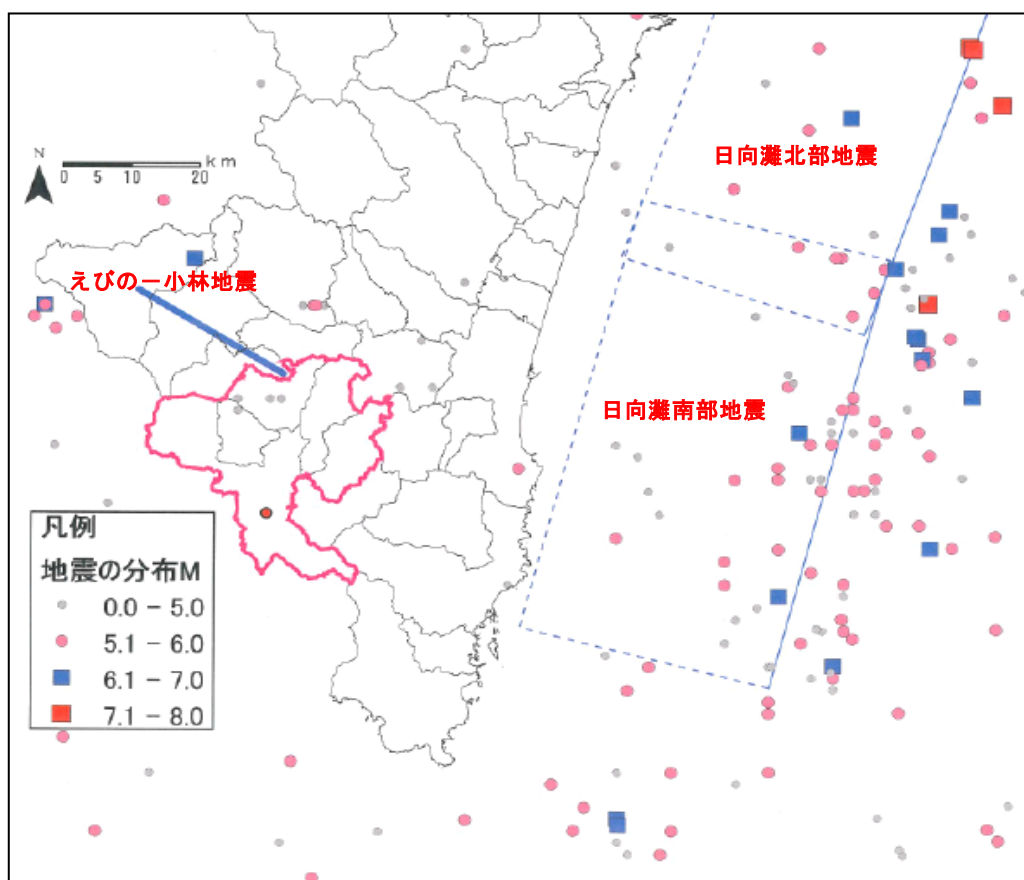
市においては、県の想定地震及び周辺の断層分布の状況から最も影響が高いと判断される「日向灘南部地震」と「えびの－小林地震」の2つの地震を想定する。

なお、これら想定地震は、地震予知ではなく、あくまで震災対策のために、地震に関する研究成果や過去の実例を参考として想定するものである。

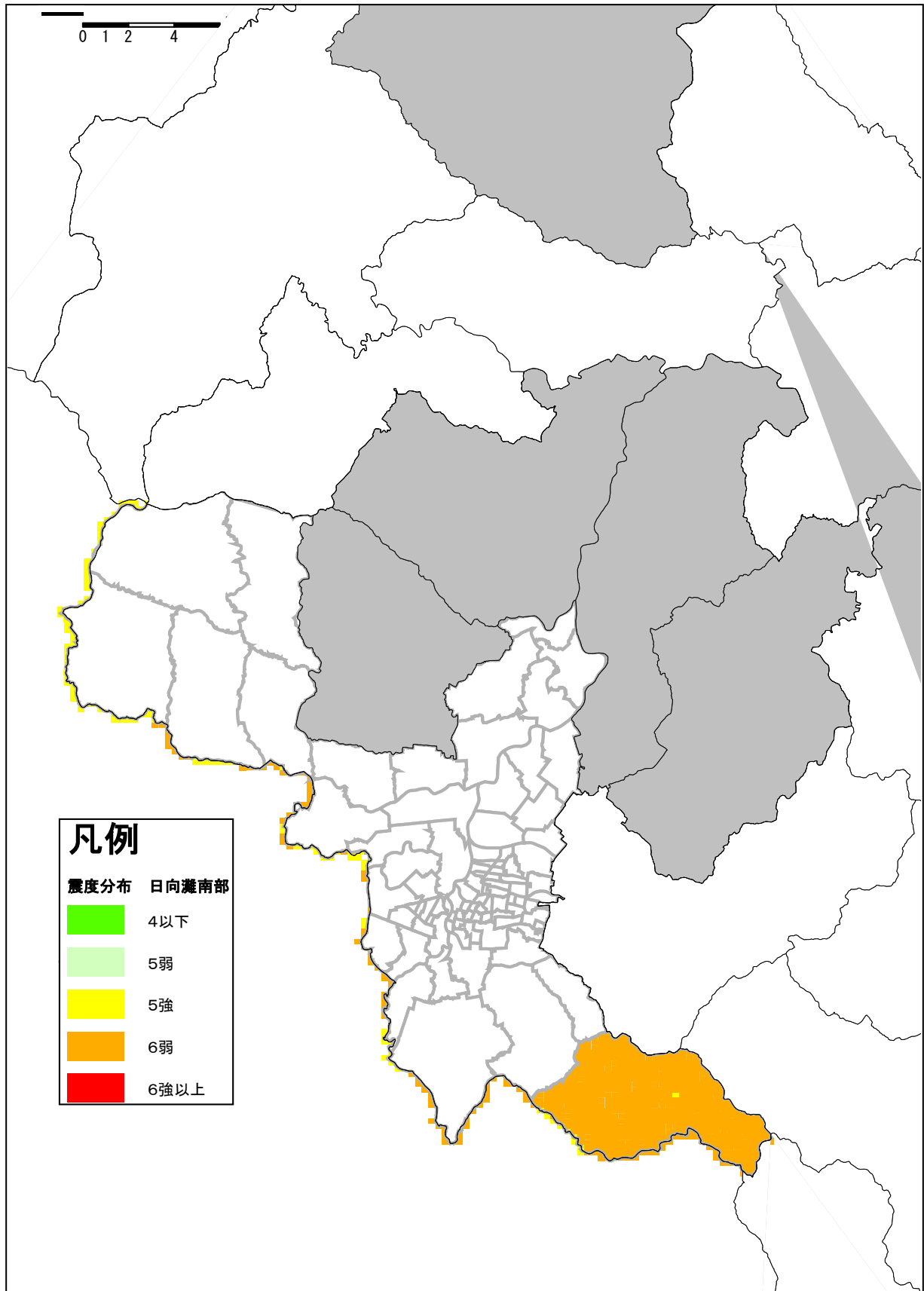
- ① 「日向灘南部地震」は、海溝型の最大M7.6の地震とする。
- ② 「えびの－小林地震」は、直下型の最大M6.5の地震とする。



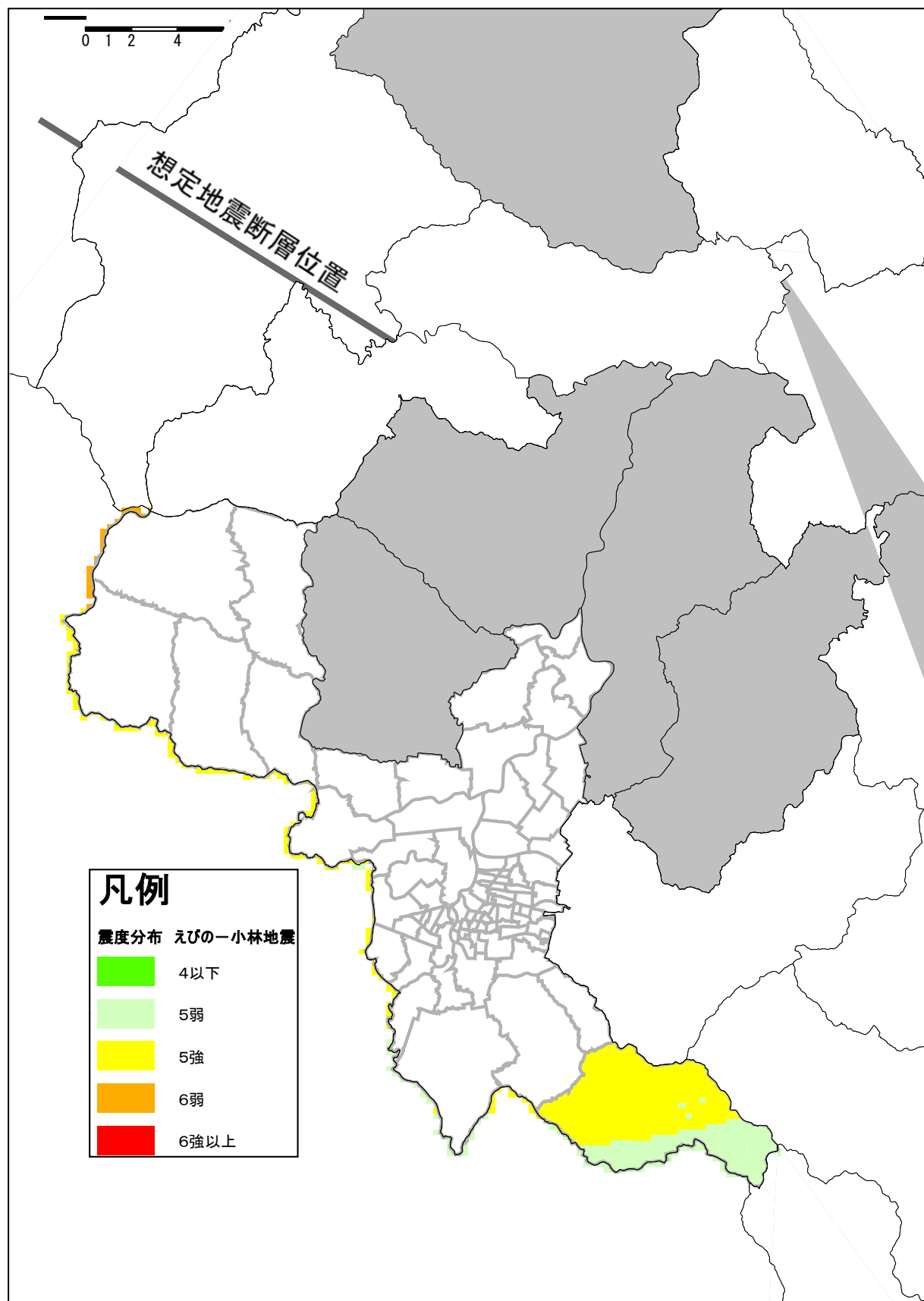
《 想定される震源の位置と大きさ 》



《 想定される震源と過去に発生した地震の分布 》



《 日向灘南部地震で想定される震度の分布 》



《 えびのー小林地震で想定される震度の分布 》

3 地震被害想定の結果【日向灘南部地震の想定】

(1) 地震動・液状化

日向灘南部地震が発生した場合、市全域で震度6弱から5強の強い揺れが想定される。市内の大淀川の河川沿いや火砕流堆積物が厚く堆積する一帯の地域で震度6弱以上が想定される。

液状化の危険度については、河川周辺を中心とする平野部において液状化の危険度が高いと想定される。特に、砂地盤が分布し地下水位が高い地点では、液状化の危険度が高くなる。

(2) 土砂災害

急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所などの土砂災害危険箇所は、住宅地に隣接する山地・丘陵に分布し、そのほとんどの箇所で危険度が高いと想定される。

(3) 建築物被害・出火延焼

市全域で全壊・大破となる建築物が1,481棟、半壊・中破が9,489棟と想定され、木造建築物の多い地区で、全壊、大破の被害の割合が高い。

火災による建築物の焼失は、冬の夜に想定地震が発生した場合に最も多く、16件の炎上出火が想定される。また、消防機関による消火活動を考慮しても、消火しきれず延焼が拡大することが予想され、さらに63棟が焼失すると想定される。

(4) 人的被害

市全域では、最も被害が多い（冬夜）場合で、死者37名、重傷者167名、軽傷者3,299名、避難者11,997名に及ぶと想定される。

4 地震被害想定の結果【えびの一小林地震の想定】

(1) 地震動

えびの一小林地震が発生した場合では、海洋型地震である日向灘南部地震と比べると、市の北部一帯において、震度6強以上のかなり強い地震が想定される。

日向灘南部地震の場合、市全域で震度6弱が想定されるのに対して、えびの一小林地震の場合、断層近郊で局地的にかなり強い地震が想定される特徴が見られる。

(2) 建築物被害・出火延焼

全壊・大破となる建築物は、日向灘南部地震と比べると局地的で少なく、255棟、半壊・中破が889棟と想定される。

北部の木造建築物の多い地区などで全壊、大破の棟数が多く、被害率が高くなっている。

(3) 人的被害

市全域では、最も被害が多い（冬夜）場合で、死者約7名、重傷者約15名、軽傷者323名、避難者801名と想定される。

《 地震による被害想定結果 》

被害想定項目	現況（母数）		被害想定結果	日向灘南部地震	えびの-小林地震	備考
建物被害	木造(棟)	114,337	木造全壊(棟)	1,129	182	
			木造半壊(棟)	8,530	754	
	非木造(棟)	33,700	非木造大破(棟)	352	73	
			非木造半壊(棟)	959	135	
	全棟数	148,037	全壊(棟)	1,481	255	
			半壊(棟)	9,489	889	
焼失被害	建物(棟)	148,037	出火(件)	16	1	冬夜最大
			焼失建物(棟)	63	1	冬夜最大
人的被害	人口(人)	173,144	死者(人)	37	7	冬夜最大
			重傷者(人)	167	15	冬夜最大
			軽傷者(人)	3,299	323	冬夜最大
			避難者(人)	11,997	801	冬夜最大
道路被害	高速道路(km)	74	被害量(箇所)	46	25	
	一般道路(km)	1,914	被害延長(km)	254	214	
鉄道被害	延長(km)	49	被害量(箇所)	51	44	
ライフライン被害	水道	延長(km)	被害量(箇所)	200	55	簡易水道含む
		人口(人)	断水人口(人)	47,942	10,361	
	ガス	延長(km)	被害量(箇所)	47	0	
		供給数(件)	支障件数(件)	0	0	
	下水道	延長(km)	被害量(箇所)	6	0	公共下水道+
		処理人口(人)	支障世帯数	3,164	105	農業集落排水
	電力	電柱(基)	被害量(基)	220	86	
		契約口数	停電世帯数	13,574	8,535	
	電話	電柱(基)	被害量(基)	159	62	
		契約数	支障回線(回線)	3,536	1,185	

出典：平成20年3月都城市防災アセスメント調査結果

注）項目によっては調査範囲内における被害量のため、母数は市内の全施設数ではない場合がある。

【現況（母数）の基礎資料】

- ・建物被害：都城市固定資産 建物データ（H18年度）
- ・焼失被害：都城市消防年報及び消防局資料 水利施設・消防車両等(台人）（H18.3）
- ・人的被害：都城市統計年報 人口・世帯数（H18.3）
- ・道路、鉄道被害：図上計測 高速及び国県道路、鉄道路線延長
- ・水道被害：都城市上水道給水区域図及び統計年報 給水人口（H18.3）
- ・ガス被害：宮崎ガス㈱都城支店 処理区域図及び需要家数（H18.3）
- ・下水道被害：都城市下水道排水区域図及び統計年報 処理人口（H18.3）
- ・電力被害：九州電力㈱資料 電柱及び契約数（H19.1）
- ・電話被害：NTT西日本-南九州㈱ 宮崎事業部資料電柱及び契約数（H18.12）
- ・ライフライン復旧人口：宮崎県事業所統計 事業者別従業者数（H18.3）

第2項 南海トラフ巨大地震による被害の想定

南海トラフ巨大地震による被害想定は、「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」（令和2年作成、令和8年3月見直し）において、内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）の4ケースのうち、県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を、また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデルを選定し、この2つのモデルを重ね合わせて最大クラスの地震動（最大震度7）を想定し検討を行っている。

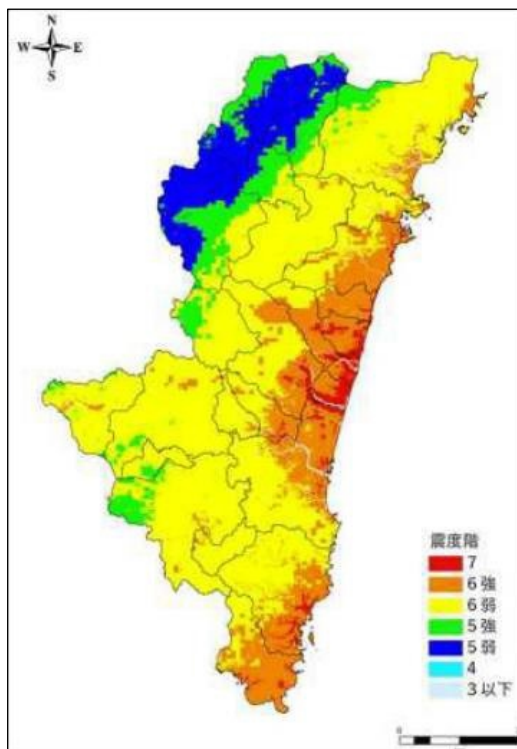
被害想定的前提となる条件については、次に示すとおりである。

《 被害想定的前提条件 》

想定ケース①	内閣府の強震断層モデル（陸側ケース）を用いて、本県独自に再解析した地震動等の想定結果に基づく想定
想定ケース②	宮崎県独自に設定した強震断層モデルによる地震動の想定結果に基づく想定
シーン等	・シーン（季節・時刻）については、特徴的な3種類（冬・深夜、夏・昼12時、冬・夕18時）を設定（内閣府と同様） ・風速については、比較的強い風速毎秒8mを設定（内閣府と同様）

出典：宮崎県地震・津波及び被害の想定について（宮崎県・R8.3）

本市の震度分布は下図に示すように5強から6強となる。



出典：第3期宮崎地震・津波減災計画
（R8.3改訂）

《 震度分布図 》

県の「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」（令和8年）において想定された被害数は、次に示すとおりである。

なお、県の被害想定はマクロの被害を把握する目的で実施しており、各数値はある程度幅を持って見る必要がある。

1 建物被害（冬18時）

建物被害は、両想定において同様に「揺れ」による被害が大きいほか、液状化による被害も相当数に至るなど、全体で9,250棟程度の発生が予想されている。

区 分		液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	火災(焼失)	合計
想定 ケース①	全壊(棟)	約 330	約 830	—	約 30	約 1,200
	半壊(棟)	約 1,900	約 6,000	—	—	約 7,800
想定 ケース②	全壊(棟)	約 320	約 890	約—	約 30	約 1,200
	半壊(棟)	約 1,900	約 6,400	約—	—	約 8,300

注) 四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。

2 死傷者数（冬深夜）

死傷者数は、両想定において同様に「建物崩壊」により、1,100～1,200人程度の発生が予想されている。

区 分		建物崩壊	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀他	合計
想定 ケース ①	死者(人)	約 50	—	—	—	約 50
	(家具による)	—	—	—	—	—
	負傷者(人)	約 1,000	—	—	—	約 1,000
	(家具による)	約 60	—	—	—	約 60
想定 ケース ②	死者(人)	約 50	—	—	—	約 50
	(家具による)	—	—	—	—	—
	負傷者(人)	約 1,100	—	—	—	約 1,100
	(家具による)	約 60	—	—	—	約 60

3 要救助者数（自力脱出困難者数）

要救助者数は、両想定において同様に100～150人程度の発生が予想されている。

区 分		揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数(人)
想定ケース①	冬深夜	約 200
	夏12時	約 210
	冬18時	約 180

区 分		揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数（人）
想定ケース②	冬深夜	約 200
	夏 12 時	約 220
	冬 18 時	約 190

4 ライフライン被害

ライフラインの被害については、両想定において同様に相当数の被害発生が予想されており、上下水道及び電力は発災後 1 ヶ月後においても影響が残ると予想されている。

都市ガスは被災後 1 ヶ月後にはおおむね回復し、通信は固定電話が被災後 1 週間でほぼ回復し、携帯電話は被災 4 日後にはつながりにくさがほぼ解消されると予想されている。

区 分		被災直後	1 日後	1 週間後 (電力は 4 日後)	1 ヶ月後 (電力は 1 週間後)	対象数
上水道 (断水人口・人)	①	約 140,000	約 101,000	約 54,000	約 78,000	約 15,000 (給水人口)
	②	約 14,000	約 102,000	約 55,000	約 8,000	
下水道 (支障人口・人)	①	約 70,000	約 27,000	約 620	約 40	約 83,000 (処理人口)
	②	約 71,000	約 27,000	約 620	約 40	
電 力 (停電軒数・軒)	①	約 83,000	約 31,000	約 3,400	約 390	約 99,000 (電灯軒数)
	②	約 83,000	約 31,000	約 3,500	約 390	
通信(固定電話) (不通回線率)	①	84%	31%	0.4%	0.0%	約 34,000 (回線数)
	②	85%	32%	0.4%	0.0%	
都市ガス (供給停止・戸)	①	約 71,000	約 6,700	約 4,700	—	約 9,000 (復旧対象需要家数)
	②	約 7,000	約 6,700	約 4,600	—	

注 1) 「—」は、わずかな数の場合。

注 2) 不通回線率は市の回線数に占める不通回線数の割合。

区 分		被災直後		被災 1 日後		被災 4 日後		被災 1 週間後	
		停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク
通 信 (携帯電話)	①	12%	A	43%	C	16%	—	13%	—
	②	12%	A	44%	C	16%	—	13%	—

注 1) 「—」は、わずかな場合。

注 2) 停波基地局率は、基地局全体に占める停波した基地局の割合。

注 3) 携帯電話不通ランクは以下のとおり。

A: 非常につながりにくい / B: につながりにくい / C: ややつながりにくい

5 道路施設被害

道路施設の被害については、両想定において同様に、市域内で約 170 箇所の発生が予想されている。

区 分		被害箇所数（箇所）
道 路	想定ケース①	約 170
	想定ケース②	約 170

6 生活への影響

（1）避難者

避難者の数は、両想定において同様に、被災 1 週間後に 2 万人程度であり、避難所の内と外の避難者は半数ずつ、その約 1/4 が要配慮者と予想されている。

区 分		被災 1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
避難者数 (人)	想定ケース① (避難所内)	11,000 (約 6,800)	24,000 (約 12,000)	18,000 (約 5,400)
	(避難所外)	(約 4,500)	(約 12,000)	(約 13,000)
	想定ケース② (避難所内)	約 12,000 (約 7,000)	約 25,000 (約 12,000)	約 19,000 (約 5,600)
	(避難所外)	(約 4,600)	(約 12,000)	(約 13,000)

区 分		被災 1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
要配慮者数 (人)	想定ケース① (避難所内)	約 1,100 (約 680)	約 4,400 (約 2,200)	約 2,800 (約 850)
	(避難所外)	(約 450)	(約 2,200)	(約 2,000)
	想定ケース② (避難所内)	約 1,200 (約 710)	約 4,500 (約 2,300)	約 2,900 (約 880)
	(避難所外)	(約 480)	(約 2,300)	(約 2,100)

（2）帰宅困難者

帰宅困難者の数は、両想定において同様に、約 9,300 人の発生が予想されている。

区 分	帰宅困難者数（人）	就業者・通学者数（人）
想定ケース①	約 9,300	約 68,000
想定ケース②		

(3) 物資需要量

各物資の需要量は、両想定において同様に、食糧は被災1週間後において4万食弱が必要となり、飲料水及び毛布は被災1日後において相当数の数量が必要になることが予想されている。

区分	被災1日後			1週間後			1ヶ月後		
	食糧 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)
①	約19,000	約29,000	約9,700	約135,000	約203,000	約68,000	約577,000	約872,000	約291,000
②	約20,000	約30,000	約10,000	約139,000	約210,000	約70,000	約595,000	約899,000	約300,000

(4) 災害廃棄物

災害廃棄物の量は、両想定において同様に、約30万トン（m³）の発生が予想されている。

区分	災害廃棄物（万トン）	災害廃棄物（万m ³ ）
想定ケース①	約30	約30
想定ケース②	約30	約30

参考想定

（単位：千トン）

項目 想定地震	災害廃棄物					合計
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	
日向灘南部地震	14	14	40	5	4	76
えびのー 小林地帯	14	14	39	5	4	75

出典：宮崎県災害廃棄物処理計画

7 孤立集落

孤立の可能性がある集落の数は、両想定において同様に20箇所の発生が予想されている。

注）孤立集落の箇所数は、「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査」（内閣府・平成26年）において、孤立可能性があるとされた集落を対象としている。

第2章 地震災害予防計画

第1節 都市防災構造の強化

項 目	担 当
第1項 防災のための市街地整備	土木部
第2項 建物の防火対策	土木部、消防局
第3項 複合災害防止体制の整備	総務部、各総合支所
第4項 廃棄物処理対策	環境森林部

《 基本方針 》

市は、地震に強いまちづくりを推進するため、防災の観点に立った各種施策の実現を図るものとし、住宅密集地域等の危険度の高い地域について、防災機能を持つ道路、公園等の整備も含めた市街地の整備を、重点的かつ早急に推進する。

第1項 防災のための市街地整備

1 都市災害の防止

市は、既成市街地及びその周辺の地域において土地の区画、形質の変更及び公共施設の新設、変更等を行う際、道路、公園、上下水道等の公共施設を計画的かつ一体的に整備することにより、生活環境の改善と併せて都市災害の防止に努める。

(1) 土地区画整理

住宅の密集している既成市街地においては、防災機能を有する道路、公園等の都市基盤施設の整備を推進する。

(2) 市街地再開発

都市化の進展に伴い建物の密度が高くなっている市街地部においては、市街地再開発事業を推進し、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用とともに広場等の不燃空間の確保を図り、都市機能の更新と併せた都市災害の防止を推進する。

2 公園、緑地の整備

(1) 避難場所としての公園の整備

市街地における公園は、火災の延焼や建物倒壊等から住民の生命を保護する一時的な避難場所としての空間であるほか、指定された避難所を利用できない場合の仮設テ

ントの設置や応急仮設住宅の建設用地にもなる。

このことから、避難生活に必要であり、事後の施工に時間を要すると考えられる水道管や下水管等について、あらかじめ埋設するなどの整備に努める。

また、防災活動拠点となる規模の大きな運動公園等については、広域避難場所や大型車両も乗り入れられる活動拠点としての施設の充実を図る。

(2) 延焼遮断帯としての緑地の整備

市街地における緑地や緑道は、火災発生時の延焼遮断帯としての機能を有する。

このことから、耐火性、耐熱性のある樹木の配植と既存の緑地帯の保全に努め、建物の不燃化と併せた安全な住宅環境の整備を推進する。

3 道路の整備

市は、国・県道と接続する主要な道路を防災道路ネットワークとして検討し、橋梁の耐震化や冠水対策を優先的に進めることによって、災害時における緊急輸送路の機能確保を推進する。

また、都市計画道路整備と連動して、沿道不燃化の一体的な取り組みによる延焼遮断機能の強化策などを検討し、防災機能の高い道路空間の構築を推進するほか、国道10号など避難や輸送などの緊急活動を支える基幹道路沿線については、その機能維持を図るために延焼遮断、耐震、防火を促進する。

第2項 建物の防火対策

1 防火、準防火地域の指定

市は、建築物が密集しているなど、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域について、効果的に防火地域及び準防火地域の指定や見直しを行い、耐火建築物または準耐火建築物の建築を促進する。

2 建築物の防火の推進

市は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物について、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき火災予防や避難手段に関する指導を行う。

また、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行う。

消防局は、消防法に基づき、火災予防査察を実施し、防火対象物及び危険物施設等の位置、構造、設備及び管理の状況について検査を行う。

また、住家における火災予防の推進のため、感震ブレーカーの普及促進に努める。

第3項 複合災害防止体制の整備

本項目については、【第2編 第2章 第1節「風水害に強いまちづくり」】を参照する。

第4項 廃棄物処理対策

本項目については、【第2編 第2章 第1節「風水害に強いまちづくり」】を参照する。

第2節 建築物の安全性確保

項 目	担 当
第1項 建築物等の耐震化	総務部、各総合支所、土木部、消防局
第2項 震災対策の普及・啓発	総務部、消防局、土木部
第3項 軟弱地盤対策	土木部
第4項 中高層建築物等災害予防計画	総務部、各総合支所、土木部、消防局
第5項 文化財災害予防計画	総務部、教育委員会、消防局

《 基本方針 》

過去の事例から明らかなように、大規模な地震が発生すれば、都市部を中心に建築物に大きな被害が生じる事が予想される。

市は、災害時に被害の発生が予想される箇所の建築物に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、防火性を保つよう配慮する。特に、公立学校等の公共建築物については、不燃化とともに耐震性の向上を図り、老朽施設の更新、補強に努める。

民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導するとともに、耐震性の強化を促進する。

第1項 建築物等の耐震化

1 公共建築物の耐震化の推進

市は、不特定多数の者が利用する市の公共建築物について、地震発生時において利用者の安全を確保するため、施設を所管する部署は、計画的な耐震化を推進する。

また、耐震性について未確知の建物については、早急に耐震診断を実施する。

市の公共建築物の耐震化は、新・宮崎県地震減災計画（令和3年3月改訂）で県が県有施設について定めた数値目標を参考として、推進する。

特に、小中学校など、避難所として位置付けられ、災害時において地域の拠点となる重要な施設については、優先して耐震化を行う。

2 一般建築物の耐震化の促進

（1）木造住宅の耐震化

市は、地震による人的被害を軽減するため、特に木造住宅に対して、耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事に対する補助制度の活用や耐震改修促進税制の周知などにより、耐震化を促進する。

(2) 特定建築物の耐震化

市は、病院、劇場、映画館、集会場、展示場、ショッピングセンター、事務所、老人ホーム等その他多数の者が利用する特定建築物について、その所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

また、地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがある建築物について、その所有者は、当該建物の耐震診断や耐震改修の措置を講じる。

3 構造物等に対する防災対策

(1) ブロック塀等の安全対策の推進

市は、地震による倒壊によって、避難路の封鎖や人身への被害を及ぼすおそれのある一般住宅のブロック塀等について、施工者への耐震技術の普及に努めるほか、傾斜または過大積上げなどの危険と考えられる物件の実態を把握し、所有者に対して倒壊防止のための補強、改修等を促す。

(2) 屋外広告物等の落下防止

市は、広告塔、看板等の屋外広告物や、街路灯、道路標識等の道路附帯構造物等の落下、倒壊による被害を防止するため、所有者または施設管理者に対して、定期的な施設の点検と、必要に応じた補修、補強を促す。

(3) 建築物の地震対策の促進

市は、天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

また、災害の拡大や二次被害の防止のため、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるとともに、雑居ビル、集合住宅等では、ガスの漏出等に対する点検を強化し、ガス漏れの通報システムやガス遮断弁等の付設を推進する。

4 公共土木施設の耐震化の推進

市は、橋梁やトンネル等のうち、耐震補強が成されていない市が管理する公共土木構造物について、地震発生時における落橋防止や崩落防止のための補強工事を緊急に実施するよう努める。

また、耐震性について未確知のものについては、早急に耐震診断を実施し判定を求めるとともに、未補強の状態地震による影響が懸念される場合の通行規制の措置や迂回路等について、あらかじめ定めておくよう努める。

第2項 震災対策の普及・啓発

1 建築物に関する耐震対策の普及・啓発

(1) 建築物耐震改修相談

市は、耐震性能の劣る既存建築物について、耐震改修相談窓口の開設や耐震性向上に向けた知識の啓発や普及等の施策を実施し、耐震改修を促進する。

(2) 建築物の所有者等に対する指導等

市は、保安上危険または倒壊により有害物質等を拡散させるおそれのある建築物、老朽建築物について構造、危険度等を調査し、所有者（設置者）及び使用者に対し補修等必要な措置を要望し、関係機関の指導を要請する。

また、現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者等を対象に、耐震診断の実施及び必要に応じて耐震改修に努めるよう指導・助言を行う。

2 家具等の転倒防止策の啓発

市は、屋内における被害を予防するため、住民に対して、家具類の転倒防止対策等について、講習会やパンフレット等の配布による啓発に努める。

3 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

市、防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うためあらかじめ体制・資機材を整備する。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努める。

第3項 軟弱地盤対策

1 液状化現象の調査研究

市は、県、大学及び民間において研究される液状化現象に関する成果を踏まえ、液状化に関する危険地域を把握し、調査資料の収集整理に努める。

2 軟弱地盤対策

水面や湿地等の埋立てや造成工事などを行う場合には、地盤が液状化する可能性を考慮して、盛土や造成地の地盤改良等の液状化対策と併せて、建築物の基礎や構造に十分な地震対策を講じる。

液状化対策は、地盤改良による工法や基礎杭等で対処するなど、各種工法の普及に努め、適切な方法により対策を推進する。

なお、構造計算書の添付が義務付けられている建築物については、確認申請時に指導していく。

液状化現象の発生を前提とした構造的な対策は、以下のとおりである。

(1) 木造建築物

- ① 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法
- ② アンカーボルトの適正施工
- ③ 上部構造部分の剛性を持たせる
- ④ 荷重偏在となる建築計画を避ける
- ⑤ 屋根等の重量を軽くする

(2) 鉄筋コンクリート造等建築物

- ① 支持杭基礎工法
- ② 地階を設ける方法
- ③ 面的に広がりのある建築計画とする
- ④ 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める

(3) コンクリートブロック塀

- ① 法令等の技術基準を正しく履行する
- ② 基礎を底盤幅の大きい逆T字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする

第4項 中高層建築物等災害予防計画

1 中高層建築物等

(1) 中高層建築物

中高層建築物とは、高さ15m以上の建築物をいう。

消防局は、中高層建築物は地震時の避難が困難であること、建物の倒壊、エレベータへの閉じ込め、はしご車による消火・救助が困難などの火災延焼による危険性を考慮する必要から、消防上問題となる中高層建築物の所在や防火対象物の種別などを把握する。

(2) 高層建築物

高層建築物とは、高さが31m（11階以上）を超える建築物をいう。

（消防法第8条の2）

消防局は、消防法に基づく査察等により、高層建築物の防火対策について適切に指導する。

■参考

消防法第8条の2の4

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの管理について権限を有する者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、またはみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、またはみだりに存置されないように管理しなければならない。

消防法第8条の3

高層建築物若しくは地下街または劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用する防災対象物品（どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下同じ。）は、政令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならない。

2 消防機関による予防措置

消防機関は、中高層建築物の所有者、管理者、占有者で権限を有する者に、建物における災害を未然に防止するよう指導する。

（1）防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

- ① 消防計画の整備充実
- ② 自衛消防組織の整備充実
- ③ 防火管理者、火元責任者等の防火に関する知識の向上
- ④ 共同防火管理体制の確立
- ⑤ 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備
- ⑥ 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議
- ⑦ 非常用進入口の確保
- ⑧ 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
- ⑨ その他防災上必要な事項

（2）非常用通信設備の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関等への通信設備の整備充実を図る。

（3）施設管理者の責務

施設管理者は、利用者に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の周知に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って利用者の避難誘導體制に万全を期する。

(4) 査察の強化

消防局は、消防法の規定に基づく査察を強化し、消防用設備等の設置、維持状況及び防火管理の適否について検査を行い、消防関係法令の規定に適合しないもの及び火災が発生した場合に人命に危険があると認められるものについては、その所有者等に対し必要な改善を行わせ、またはその施設の使用停止等の必要な措置を命じ、災害の予防に万全を期する。

(5) ガス事業者との連携強化

消防局は、ガス事業者と連絡通報体制、出動体制及び現場における連携体制等その強化に努める。

(6) 消防施設の整備、充実

消防局は、中高層建築物等の災害に対処するため「消防力の整備指針」及び各地域の実情に基づき次の消防施設の整備、充実に努める。

- ① はしご車、屈折はしご車
- ② 照明電源車
- ③ 救急車、排煙車、救助工作車
- ④ 救助用資機材

3 管理者等の措置

(1) 管理者等

関係機関の指導に基づき、次の事項について積極的に推進する。

- ① 防火避難施設の点検整備
- ② 耐火構造、防火構造及び防火区画の点検整備
- ③ 内装等建築材料の不燃化及び内装制限
- ④ 避難施設等（階段、通路、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口）の点検整備
- ⑤ 自衛消防組織の整備充実
- ⑥ 防火管理者、火元責任者等の防災に関する知識の向上
- ⑦ 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
- ⑧ その他防災上必要な事項

(2) ガス事業者

中高層建築物等には、ガス漏れ警報設備等の安全設備の普及促進を図る。

- ① 燃焼器を設置した場合には、ガス漏れ警報設備（集中監視型）を設ける。

- ② 燃焼器は金属可撓管、両端に迅速継手の付いたゴム管または強化ガスホースでガス栓と接続する。
- ③ 管理人室等から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置等の設置を検討する。
- ④ 導管は1年に1回以上漏洩検査を実施するほか、1年に1回以上安全使用の特別周知を行う。
- ⑤ ガスによる事故を想定し、管理者、消防機関、警察署の協力を得て、事業所毎に年1回以上の防災訓練を実施に努める。

第5項 文化財災害予防計画

1 文化財災害予防計画

市は、平常時から管理者に対して、地震時の火災等への災害対応について、啓発・助言を行うとともに、地域の住民に対しても初期消火や文化財の持ち出し等への協力を要請するなど、文化財を保護するために地震、火災への防災意識の高揚と災害体制を整えておくことが重要である。

(1) 重要文化財の指定

災害から地域の文化財を保護するためにも、防災設備の整備拡充が重要である。

市は、重要文化財への指定の促進を図るとともに、国・県の指定する重要文化財については、特に、防災設備の整備を必要に応じて要請していく。

(2) 文化財防火デーの普及・啓発

文化財に対する住民の防災意識の高揚と愛護精神の普及・啓発を図るため、「文化財防火デー（毎年1月26日）」等を活用した広報活動を行う。

(3) 防災管理体制の確立

- ① 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化
- ② 自主防災組織の編成
- ③ 避難体制の確立
 - ア 文化財の避難計画（避難場所、避難路、責任者等）の作成
 - イ 参詣者、拝観者等の避難誘導計画の作成
 - ウ 避難訓練の実施
- ④ 防災施設、設備の整備
 - ア 消火設備の整備促進
 - イ 避雷針、警報装置、防火用水池の整備促進
 - ウ 電灯線、消火栓等の点検整備
 - エ 指定物周辺の火気禁止地帯の設定

第3節 地盤災害防止対策の推進

項 目	担 当
第1項 地盤災害防止対策の推進	総務部、各総合支所

《 基本方針 》

市は、地震による被害を未然に防止するため、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う。

また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める。

第1項 地盤災害防止対策の推進

1 土砂災害防止対策の推進

本項目については、【第2編 第2章 第7節「土砂災害予防計画」】を参照する。

2 液状化対策の推進

市は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、市域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施する。

また、危険性が認められる区域については、必要に応じて、地盤改良等の指導に努める。

第4節 河川・ため池等の整備と管理

項 目	担 当
第1項 河川対策	総務部、土木部、各総合支所
第2項 ため池対策	農政部、各総合支所
第3項 調整池等対策	上下水道局他
第4項 ダム対策（木之川内ダム）	農政部
第5項 パイプライン対策	農政部

《 基本方針 》

本項目については、【第2編 第2章 第6節「水害予防計画」】を参照する。

なお、地震災害を考慮し、次に示す関連施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努める。

第1項 河川対策

1 施設点検、耐震性の強化

市は、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強や内水排除用ポンプ車等の確保、排水機場・閘門・水門等の河川構造物の耐震化について、河川管理者に要請する。

2 防災体制等の整備

市は、河川等の水位情報を把握するため、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるよう、河川管理者との調整を図る。

第2項 ため池対策

市は、施工基準が定められていない明治以前に築設されたため池が多いことを踏まえて、受益者と協力して、ため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、警戒すべきため池を決定し、耐震事業化を推進する。

また、防災重点ため池が崩壊した場合に住家や公共施設等に及ぼす被害を想定したハザードマップについて、関係住民等へ周知を図るものとする。

第3項 調整池等対策

市は、浸水被害の軽減を図る調整池・貯留池等については、既存の志比田調整池は機能確保に向けて平常時より点検・維持管理に努め、近年の気象状況及び他都市の被災状況を踏まえ、水害対策に効果的な場所における新たな整備を検討する。

なお、開発行為により設置された調整池については、管理者（個人、市）が土砂排除等機能低下にならないよう適切に管理を行うものとする。

第4項 ダム対策（木之川内ダム）

市は県と連携し、的確なダム管理に向けて、ダムに地震計の設置を検討する。

また、地震発生後のダムの臨時点検及び情報伝達が迅速かつ的確に図られるよう、管理責任者はもとより関係職員に対しても「地震後のダム臨時点検要領」の周知徹底を図る。

第5項 パイプライン対策

市は、農業水利施設であるパイプラインの機能確保に向けて、平常時より点検・維持管理等に努める。

第5節 道路交通関係施設の整備と管理

項 目	担 当
第1項 道路交通の安全性の確保	土木部、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第3節「道路交通関係施設の整備と管理」】を参照する。

第6節 ライフライン施設の機能確保

項 目	担 当
第1項 水道施設の整備	上下水道局
第2項 下水道施設の整備	上下水道局
第3項 ガス、電力、通信施設の整備	宮崎ガス、九州電力、九州電力送配電、 N T T 西日本

《 基本方針 》

上下水道施設及びガス、電力、通信施設は、災害時の応急対策のみならず市民生活に必要な不可欠なものであり、特に震災後は復旧に長期間を要することも想定されることから、各施設管理者は、平常時から、耐震化対策及び液状化対策等、被害の予防や軽減のための措置を講じ信頼性の向上に努める。

第1項 水道施設の整備

1 水道施設

市は、災害時において飲料水及び生活用水等を確保するために関係機関と連携し、積極的に対応することができるよう、応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図る。

また、基幹的施設等の耐震性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など、給水への影響を最小限度に抑えられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、震災に強い水道づくりを推進する。

(1) 応急給水、復旧体制の整備

- ① 災害時の応急給水に備えて給水車、給水タンク、給水袋等の資機材を整備する。
- ② 緊急連絡体制及び動員計画、応急復旧の方法等についての詳細を定めたマニュアルを作成し、効率的な災害応急対策を図る。

(2) 応援体制の整備

甚大な被害により管理者による応急復旧作業が困難な場合に対処するため、関係団体や隣接市町との応援協力体制を確立する。

(3) 基幹的施設の安全性の向上

浄水場や配水施設等の防災機能を向上させるとともに、平常時から施設や設備の点検を行い、老朽化した管路等については耐久性のある施設への更新を行う。

(4) 安全性の高い水道システムの構築

バイパス管、仕切り弁等の増設により市民生活への影響を最小限度に抑えるよう努める。

（５）給水の安全性の確保

災害による水質の悪化、汚濁、汚染等の防止、または被害の軽減を図るため、必要となる資機材及び薬剤等の整備を行う。

（６）水道業務継続計画の策定

災害対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう「下水道BCP策定マニュアル 2019 年版（地震・津波、水害編）」（国土交通省）等を踏まえて上下水道事業業務継続計画（上下水道BCP）を策定し、必要に応じて随時見直しを行う。

第2項 下水道施設の整備

1 下水道・農業集落排水施設

（１）復旧体制の整備

- ① 停電時における施設の稼働に必要な非常電源設備等を整備するとともに、継続的な点検により安定性を確保する。
- ② 汚物の貯留、中継施設の確保、処理施設代替方策等について検討しておく。
- ③ マンホールトイレ等への対応を検討しておく。
- ④ 処理施設や管路が被災した場合に対処するため、緊急連絡体制及び動員計画、応急復旧の方法等についての詳細を定めたマニュアルを作成し、効率的な災害応急対策を図る。

（２）応援体制の整備

甚大な被害により市による応急復旧作業が困難な場合に対処するため、関係団体や周辺市町との応援協力体制を確立する。

（３）基幹的施設の安全性の向上

幹線管渠、処理場、ポンプ施設等の基幹的施設については、下水道が有すべき機能を確保できるよう、既設においては段階的に、新設においては建設当初の段階から耐震対策を講じる。

（４）下水道業務継続計画の策定

耐震対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう「下水道BCP策定マニュアル 2019 年版（地震・津波、水害編）」（国土交通省）等を踏まえて上下水道業務継続計画（上下水道BCP）を策定し、必要に応じて随時見直しを行う。

第3項 ガス、電力、通信施設の整備

ガス、電力、通信施設の災害発生を未然に防止するための対策の詳細は、各事業者の業務計画によるものとする。

1 ガス施設 [宮崎ガス株式会社（都城支店）]

ガスの漏洩による二次災害の発生を防止し、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性の強化等の対策を実施する。

また、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施すると共に、総合防災システムを確立することにより災害の防止に努める。

- ① 導管材料として、耐震性に優れたポリエチレン管の使用を拡大する。
- ② 導管網は、供給停止地区の極少化を図るため、事前にバルブ等により適切な規模の緊急措置ブロックに分割する。
- ③ これまでに整備してきた防災無線・専用電話・衛星電話・携帯電話等の通信施設及び一斉連絡システムのさらなる充実を図る。

2 電力施設 [九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社]

(1) 電力設備の災害予防措置

① 水害対策

ア 水力発電施設

水力設備の耐震設計は、「発電用水力設備に関する技術基準」、「河川管理施設等構造令」及び「ダム設計基準」等により行うものとする。

電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行うものとする。また、建物の耐震設計は、「建築基準法」により行うものとする。

イ 送配電設備

a 架空電線路

「電気設備に関する技術基準」に規定されている風圧荷重が地震による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行うものとする。

b 地中電線路

送電設備の終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に、また、洞道は土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行うとともに、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計とする。

ウ 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「電気設備に関する基準」、「変電所等における電気設備の耐震設計指

針」により行うものとする。また、建物の耐震設計は、「建築基準法」により行うものとする。

エ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(2) 防災業務施設及び設備の整備

① 観測、予報施設及び設備の整備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量、河川水位等の観測施設及び設備を強化、整備する。

② 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線通信用の諸施設及び設備を強化、整備する。

(3) 災害対策用資機材等の輸送、整備点検

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力の確保にも努める。

また、災害対策用資機材等は常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 電気事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般の消費者に対しては、平常時からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の利用や、パンフレット、チラシ等の作成配布を通じて、次の事項に対する認識を高めるよう広報活動を行う。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力の事業所等に通報すること。

ウ 断線垂下している電線には絶対触らないこと。

エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機具等は危険なため使用しないこと。

オ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

キ その他事故防止のため留意すべき事項

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

3 通信施設 [西日本電信電話株式会社（宮崎支店）]

災害に備えるための通信施設の信頼性向上対策は、以下のとおりである。

(1) 通信設備

① 中継センタの分散

市外通話用の中継交換機を設置した重要通信センタを分散設置（宮崎、都城）し、回線を分散収容し危険防止を図っており、通話量を的確にコントロールするオペレーションツールを有効に活用し、そ通の円滑化を図る。

② 中継伝送路の2ルート化（ループ化）

中継伝送路が被災した場合、その区間の通話途絶の防止及びネットワーク全体の混乱を未然に防ぐため、伝送路の2ルート化（ループ化）を図っていく。

③ 耐震・防風対策

N T Tビルや無線用鉄塔は、震度6程度の地震及び風速 60m/sec にも耐えられる設計になっている。

また、交換・伝送・電力設備及びオペレーション端末等は、倒壊を防ぐための耐震対策を講じる。

④ 停電対策

停電時に備え、自家発電設備や蓄電池を設置している。

また、被災の状況により、移動電源車及び発動発電機等による対処を図る。

⑤ 受付呼（104／116／113／115）の分散化

県内の受付センタが被災した場合は、以下のとおり分散受付となる。

ア 104 呼 九州管内の 104 センタへランダム分散受付される。

イ 116 呼 宮崎をはじめ九州管内の 116 センタへ分散受付される。

ウ 113 呼 受付交換機の分散化を図っていく。

エ 115 呼 九州管内の 115 センタへ分散される。

⑥ 地中化の推進

防災上の観点において、地上よりも地中化の方が信頼性が高いことから、自治体及び他事業者とも連携を図りながら積極的に推進する。

(2) 建 物

① 防火対策

防火シャッター、防火扉を設置し、煙感知器、消火設備を設置している。

また、床面、壁面のケーブル孔を不燃材で遮断する等、延焼防止策を講じる。

② 防水対策

洪水等による浸水を防ぐため、立地条件に応じた防水扉を設置している。

また、小規模な建物の場合、立地条件に応じ敷地そのものを高くする等の対策を講じる。

第7節 農林業災害予防計画

項 目	担 当
第1項 災害の予防対策	農政部、環境森林部、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第5節「農林業災害予防計画」】を参照する。

第8節 地震防災緊急事業の推進

項 目	担 当
第1項 地震防災緊急事業の推進	総務部、各部
第2項 減災計画の実施	総務部、各部

《 基本方針 》

市は、地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」における事業を推進する。

第1項 地震防災緊急事業の推進

1 地震防災緊急事業五箇年計画

（1）地震防災緊急事業五箇年計画の作成

知事は、地震防災対策特別措置法第2条に基づき、市の意見を聴いて、人口や産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然条件を総合的に勘案して、地震により著しい被害が発生すると見込まれる地区について「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができる。

市は、県が作成した「第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）」に計上している事業の円滑な推進を図る。

（2）対象事業

事業の対象は、地域防災計画に定められた次の施設等の整備である。

（地震防災対策特別措置法第3条第1項及び第3項）

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ⑤ 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- ⑥ 共同溝、電線共同溝の電線、水管等の公共物件を収容するための施設
- ⑦ 公的医療機関等・社会福祉施設のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- ⑧ 公立の小学校または中学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- ⑨ 上記①～⑧のほか、不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- ⑩ 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設または農業

用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

- ⑪ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ⑫ 地震災害時において迅速、かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備とその他の施設または設備
- ⑬ 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設または設備
- ⑭ 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑮ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備または資機材
- ⑯ 老朽住宅密集地に係る地震防災対策

第2項 減災計画の実施

県においては、日向灘地震、えびの一小林地震、南海トラフ地震といった地震により、甚大な人的被害、建物被害、土木施設等被害、ライフライン被害等が発生する危険性を有していることから、国が策定した「地震防災戦略」（平成 17 年 3 月）及び県が作成した「新・宮崎県地震減災計画」（平成 27 年 6 月改訂）を踏まえ、本市に係る減災目標に向けて、関係機関、住民等と一体となって地震防災対策を効果的に推進する。

第9節 情報の収集・連絡体制の整備

項 目	担 当
第1項 情報の収集・連絡体制の整備	総務部、消防局、各総合支所、各地区市民センター
第2項 災害広報体制の整備	総務部、消防局、各総合支所

《 基本方針 》

地震災害を考慮し、次に示す体制の整備等を行い、安全の確保に努める。

なお、下記以外の項目については、【第2編 第2章 第8節「情報の収集・連絡体制の整備」】を参照する。

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 地震観測体制

市は、気象庁、文部科学省が行う地震観測計と消防庁、県が行う計測震度計を運用しつつ、適切な場所への地震観測機器の設置、並びに的確な緊急対応ができるよう地震観測体制を確立する。

【第1章 第1節 第2項「地震の観測」参照】

(2) 情報収集の代替手段

市は、地震等の大規模災害時において、必要な施設や設備は、機能が損なわれることも想定して、代替手段や緊急連絡方法等について整備しておく。

- ① 地震によりその機能が損なわれるおそれのある設備や資機材については、代替手段を検討しておく。
- ② 不測の事態を考慮して、緊急連絡方法や連絡先をあらかじめ定めておく。

(3) 情報の収集

市は、地震による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

また、その際夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

- ① 災害情報通信ネットワークの整備、拡充
- ② 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

③ 情報収集連絡職員の派遣体制の整備

2 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の周知

緊急地震速報は、気象庁により発表されるもので、テレビやラジオにより放送されるほか、地震への備えとしてあらゆる機会を通じて、速報の内容、受信の方法やその後の対応などについて住民に周知しておく。

(2) 緊急地震速報の内容

緊急地震速報は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、各地の地震動の到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報である。

《 緊急地震速報（警報） 》

発表の条件	・ 最大震度 5 弱以上が予想された場合 （震度 4 以上が地域に対し発表） ・ 長期周期地震動階級 3 以上が予想された場合
発表の内容	①地震の発生時刻・震源 ②震度 4 以上または長周期地震動級 3 以上が予想される地域の名称

(3) 緊急地震速報への対応

本市に大きな影響を及ぼすと考えられる「えびの－小林地震」は、直下型の地震であることから緊急地震速報の機能は期待できない。また、「日向灘南部地震」については、想定される震源から本市までの距離が短いことから、地震の発生から緊急地震速報の発表までの時間はおよそ 5～7 秒と非常に短いと考えられる。

そのため、緊急地震速報を他の情報伝達手段を使って住民に周知することは、非常に困難である。

よって、市は、不特定多数の者が利用する市庁舎や学校、公益施設等について、直接的に緊急地震速報を受信して知らせる設備の整備を推進するとともに、住民及び大規模な集客施設、病院等の事業者に対して、各自が緊急地震速報を得る必要があることについて周知を図る。

第2項 災害広報体制の整備

本項目については、【第2編 第2章 第8節 第2項「災害広報体制の整備」】を参照する。

第10節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

項 目	担 当
第1項 被災者等への的確な情報伝達体制の整備	総務部、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第9節「被災者等への的確な情報伝達体制の整備」】を参照する。

第11節 活動体制の整備

項 目	担 当
第1項 組織体制の整備	総務部
第2項 広域応援体制の整備	総務部、消防局
第3項 防災活動拠点の整備	総務部

《 基本方針 》

市は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るための活動体制を整備し、県や防災関係機関との連携を強化する。

第1項 組織体制の整備

1 災害対策本部の設置

市長は、市域について災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、円滑な災害応急対策の実施を図るため、基本法第23条の2の規定に基づき「災害対策本部」を設置する。

また、必要に応じて、被災地について災害対策本部の事務の一部を行う「現地災害対策本部」を設置する。

本項目については、【第2編 第3章 第2節 第1項「災害対策組織計画」】を参照する。

2 防災活動拠点の整備

(1) 本部活動のための空間の確保

災害対策本部の円滑な立ち上げと効率的な活動のために必要となる空間や部屋の確保を図る。

(2) 災害活動拠点の整備

効率的な災害応急対策及び災害復旧対策を実施するため、運動公園施設等の比較的大規模な既存施設や広場、公園等を「防災活動拠点」として位置付け、その設備の拡充を推進する。

本項目については、【第2編 第2章 第10節 第4項「防災活動拠点の整備」】を参照する。

第2項 広域応援体制の整備

本項目については、【第2編 第2章 第10節「活動体制の整備」】を参照する。

第3項 防災活動拠点の整備

本項目については、【第2編 第2章 第10節「活動体制の整備」】を参照する。

第12節 避難収容体制の整備

項 目	担 当
第1項 避難収容体制の整備	総務部、地域振興部、福祉部、健康部、土木部、教育委員会、各総合支所
第2項 応急仮設住宅の建設用地の確保	総務部、土木部、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第11節「避難収容体制の整備」】を参照する。
なお、地震災害に対して現在指定している避難所は、次に示すとおりである。

《 指定避難所（一次避難所） 》

令和9年3月まで

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
姫 城	総合社会福祉センター	松元町 4-17	25-2123	168	—	○	○
	コミュニティセンター	姫城町 10-7	23-2001	160	—	○	○
	明道小学校体育館	八幡町 12-4	22-4297	250	有	○	×
小松原	大王小学校体育館	大王町 20-1	23-2470	259	有	○	○
妻ヶ丘	妻ヶ丘地区公民館	上東町 17-6	23-8592	130	—	○	○
祝 吉	祝吉地区公民館	郡元 1 丁目 1-4	23-2890	146	—	○	○
	早水公園体育文化センター	早水町 3867	24-6454	715	有	○	○
	南九州大学都城キャンパス体育館	立野町 3764-1	21-2111	426	有	○	×
	祝吉小学校体/育館	祝吉 3 丁目 14-1	22-4293	270	有	○	○
五十市	五十市地区公民館	五十町 2284	23-2184	125	—	○	○
	長寿館	鷹尾 3 丁目 4523-2	26-0114	57	—	○	○
	今町地区多目的研修集会施設	梅北町 435	—	164	有	○	×
	五十市地区体育館	久保原町 2-6	—	371	—	○	○
横 市	障がい者教養文化体育施設(サンアビリティーズ都城)	都原町 3369	25-2018	323	—	○	○
	西小学校体育館	南横市町 3800	22-4319	270	有	○	○
沖 水	沖水中学校体育館	都北町 5615	38-1335	336	有	○	○

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
	沖水地区公民館	太郎坊町 1840-2	38-1033	132	—	○	○
志和池	志和池地区公民館	上水流町 1536	36-0519	98	—	○	○
庄 内	乙房小学校体育館	乙房町 1707	37-0706	241	有	○	○
	庄内地区公民館	庄内町 12692-2	37-0888	118	—	○	○
西 岳	西岳小学校体育館・クラブハウス	美川町 2928	33-1602	171	有	○	○
	夏尾中学校体育館	夏尾町 6673-4	33-1600	175	有	○	○
中 郷	梅北小学校体育館	梅北町 4687	39-4195	250	有	×	×
	中郷地区市民交流センター	安久町 6623	39-0121	101	—	○	○
山之口	山之口町総合センター 多目的ホール	山之口町 花木 1934-1	57-3111	119	—	○	○
	山之口麓文弥節人形浄 瑠璃資料館(人形の館)	山之口町 山之口 2921-1	57-5295	77	—	○	○
高 城	高城農村環境改善セン ター	高城町 有水 2986-1	59-9955	373	有	○	○
	高城生涯学習センター	高城町 穂満坊 105	58-2317	132	—	○	○
	高城地区公民館四家分 館	高城町 四家 969-17	58-2317	10	—	×	×
山 田	山田総合福祉センター (けねじゅ苑)	山田町 山田 4319-2	64-2200	107	—	○	○
	山田運動公園山田体育 館	山田町 山田 3717-1	64-3455	300	有	○	○
高 崎	縄瀬多目的集会所	高崎町 縄瀬 1823-3	62-5510	55	有	○	○
	笛水小中学校体育館・ クラブハウス	高崎町笛水 959	62-4674	217	有	○	○
	高崎福祉保健センター	高崎町 大牟田 1340-3	62-4411	206	—	○	○

※「一次避難所」は、台風等段階的に災害の発生が予測される場合に、優先して開設する避難所である。

《 指定避難所（二次避難所） 》

令和9年3月まで

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
姫 城	ウエルネス交流プラザ	蔵原町 11-25	26-1100	237	有	○	○
小松原	総合文化ホール	北原町 1106-100	23-7140	200	－	○	○
	小松原中学校体育館	大王町 19-1	22-0645	336	有	×	×
妻ヶ丘	妻ヶ丘中学校体育館	妻ヶ丘町 13-3	22-0283	390	有	○	×
	東小学校体育館	上東町 11-20	22-3481	270	有	○	○
祝 吉	県立都城農業高等学校 体育館	祝吉 1-5-1	22-4280	336	有	○	○
	祝吉中学校体育館	千町 4962	22-0697	357	有	○	×
五十市	五十市小学校体育館	五十町 2242	22-0476	270	有	○	○
	五十市中学校体育館	久保原町 2-6	23-0126	331	有	×	×
	今町小学校体育館	今町 8923	39-0776	232	有	○	○
	明和小学校体育館	久保原町 34-27	26-4000	254	有	○	○
	ふるさとセンター	下長飯町 5441-1	39-0270	53	－	×	×
横 市	西中学校体育館	都原町 7707	24-1128	295	有	○	○
沖 水	沖水小学校体育館	太郎坊町 1979	38-1330	282	有	○	○
志和池	丸野小学校体育館	野々美谷町 2941	36-0517	241	有	○	○
	志和池小学校体育館	上水流町 1666	36-0515	256	有	○	○
	志和池中学校体育館	上水流町 4323-1	36-3037	336	有	×	×
	みやざき学園・白雲小 中学校体育館	丸谷町 388	36-0394	180	有	○	×
庄 内	菓子野小学校体育館	菓子野町 9555	37-0527	224	有	×	×
	庄内小学校体育館	庄内町 12680	37-0525	250	有	○	○
	庄内中学校体育館	庄内町 8976	37-0526	298	有	○	×
西 岳	夏尾小学校体育館	夏尾町 6644	33-1802	121	有	×	×
	吉之元小学校多目的室 集会所	吉之元町 4518	33-1800	121	有	×	×
	御池小学校多目的室	御池町 5844-291	－	179	有	×	×
中 郷	安久小学校体育館	安久町 2648-2	39-0704	250	有	○	×
	中郷中学校体育館	梅北町 2909-1	39-0709	308	有	○	×

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
	尾平野自治公民館	安久町 3464-1	—	33	—	×	×
山之口	麓小学校体育館	山之口町 山之口 3842	57-2028	197	有	○	×
	山之口中学校体育館	山之口町 花木 1536	57-2007	333	有	×	×
	山之口総合センター	山之口町 花木 1934-1	57-3114	84	有	○	○
	山之口運動公園山之口 体育館	山之口町 花木 2381-4	57-2236	555	有	○	○
	富吉小学校体育館	山之口町 富吉 1659-1	57-3151	197	有	○	○
	上富吉地区体育館	山之口町 富吉 1752-7	57-5188	169	—	○	×
高 城	高城運動公園総合体育 館	高城町 穂満坊 2492	58-5514	520	有	○	○
	高城横原地区コミュニ ティセンター	高城町 桜木 159-1	—	57	—	×	×
	高城勤労青少年ホーム	高城町 桜木 1962	58-4887	341	—	○	○
	高城小学校体育館	高城町 穂満坊 20	58-2301	242	有	○	○
	高城中学校体育館	高城町 穂満坊 115-1	58-2303	280	有	○	×
	ふれあい武道館	高城町 穂満坊 1452	—	61	—	○	×
	石山体育センター	高城町 石山 1109-3	—	242	—	×	○
	有水小学校体育館	高城町 有水 3354-1	59-9306	185	有	○	×
	有水中学校体育館	高城町 有水 3656-1	59-9307	251	有	×	×
山 田	木之川内小学校体育館	山田町 山田 9350	64-2815	197	有	○	○
	山田木之川内体育セン ター	山田町 山田 9371	—	279	有	○	○
	山田小学校体育館	山田町 山田 3931	64-2104	199	有	○	○
	山田中学校体育館	山田町 山田 2189-1	64-2105	360	有	○	○
	中霧島小学校体育館	山田町 中霧島 3470-1	64-1015	197	有	○	○
	山田谷頭トレーニング センター	山田町 中霧島 3263-1	—	288	—	○	○
高 崎	高崎小学校体育館	高崎町 大牟田 1179-1	62-1207	208	有	○	○
	高崎中学校体育館	高崎町 大牟田 1904-1	62-1108	297	有	○	○
	高崎総合公園総合体育 館	高崎町 大牟田 1326-1	62-4448	678	有	○	○
	東霧島多目的集会所	高崎町 東霧島 757-1	62-5510	71	—	○	○
	縄瀬小学校体育館	高崎町 縄瀬 1411	62-3771	156	有	○	○

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
	江平農村環境改善センター	高崎町 江平 2329-9	62-5510	143	有	○	○

※「二次避難所」は、一次避難所のみで対応できない場合等、必要に応じて開設する避難所である。

※広場欄に「有」のある施設は、避難施設に隣接して運動場や広場等の広い面積の空間を有していることを表している。

《 指定避難所（第一開設避難所） 》

令和9年4月から

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
姫城	コミュニティセンター	姫城町 10-7	23-2001	160	—	○	○
小松原	小松原地区公民館	大王町 29-6	24-1900				
妻ヶ丘	妻ヶ丘地区公民館	上東町 17-6	23-8592	130	—	○	○
祝 吉	祝吉地区公民館	郡元 1 丁目 1-4	23-2890	146	—	○	○
五十市	五十市地区公民館	五十町 2284	23-2184	125	—	○	○
横 市	西小学校体育館	南横市町 3800	22-4319	270	有	○	○
沖 水	沖水地区公民館	太郎坊町 1840-2	38-1033	132	—	○	○
志和池	志和池地区公民館	上水流町 1536	36-0519	98	—	○	○
庄 内	庄内地区公民館	庄内町 12692-2	37-0888	118	—	○	○
西 岳	西岳小学校体育館・クラブハウス	美川町 2928	33-1602	171	有	○	○
	夏尾中学校体育館	夏尾町 6673-4	33-1600	175	有	○	○
中 郷	梅北小学校体育館	梅北町 4687	39-4195	250	有	×	×
山之口	山之口総合センター多目的ホール	山之口町 花木 1934-1	57-3111	119	—	○	○
高 城	高城生涯学習センター	高城町 穂満坊 105	58-2317	132	—	○	○
山 田	山田総合福祉センター（けねじゅ苑）	山田町 山田 4319-2	64-2200	107	—	○	○
高 崎	高崎福祉保健センター	高崎町 大牟田 1340-3	62-4411	206	—	○	○

《 指定避難所（第二開設避難所） 》

令和9年4月から

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
姫 城	総合社会福祉センター	松元町 4-17	25-2123	168	—	○	○
	明道小学校体育館	八幡町 12-4	22-4297	250	有	○	×
祝 吉	早水公園体育文化センター	早水町 3867	24-6454	715	有	○	○
	南九州大学都城キャンパス体育館	立野町 3764-1	21-2111	426	有	○	×
祝 吉	祝吉小学校体育館	祝吉 3 丁目 14-1	22-4293	270	有	○	○
五十市	長寿館	鷹尾 3 丁目 4523-2	26-0114	57	—	○	○
	今町地区多目的研修集会施設	梅北町 435	—	164	有	○	×
	五十市地区体育館	久保原町 2-6	—	371	—	○	○
横 市	障がい者教養文化体育施設（サンアビリティーズ都城）	都原町 3369	25-2018	323	—	○	○
沖 水	沖水中学校体育館	都北町 5615	38-1335	336	有	○	○
庄 内	乙房小学校体育館	乙房町 1707	37-0706	241	有	○	○
中 郷	梅北小学校体育館	梅北町 4687	39-4195	250	有	×	×
山之口	山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館（人形の	山之口町 山之口 2921-1	57-5295	77	—	○	○
高 城	高城農村環境改善センター	高城町 有水 2986-1	59-9955	373	有	○	○
	高城地区公民館四家分館	高城町 四家 969-17	58-2317	10	—	×	×
山 田	山田運動公園山田体育館	山田町 山田 3717-1	64-3455	300	有	○	○
高 崎	縄瀬多目的集会所	高崎町 縄瀬 1823-3	62-5510	55	有	○	○
	笛水小中学校体育館・クラブハウス	高崎町笛水 959	62-4674	217	有	○	○

《 指定避難所（予備避難所） 》

令和9年4月から

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
姫 城	ウェルネス交流プラザ	蔵原町 11-25	26-1100	237	有	○	○
小松原	総合文化ホール	北原町 1106-100	23-7140	200	—	○	○
	大王小学校体育館	大王町 20-1	23-2470	259	有	○	○
	小松原中学校体育館	大王町 19-1	22-0645	336	有	×	×
妻ヶ丘	妻ヶ丘中学校体育館	妻ヶ丘町 13-3	22-0283	390	有	○	×
	東小学校体育館	上東町 11-20	22-3481	270	有	○	○
祝 吉	県立都城農業高等学校 体育館	祝吉 1-5-1	22-4280	336	有	○	○
	祝吉中学校体育館	千町 4962	22-0697	357	有	○	×
五十市	五十市小学校体育館	五十町 2242	22-0476	270	有	○	○
	五十市中学校体育館	久保原町 2-6	23-0126	331	有	×	×
	今町小学校体育館	今町 8923	39-0776	232	有	○	○
	明和小学校体育館	久保原町 34-27	26-4000	254	有	○	○
	ふるさとセンター	下長飯町 5441-1	39-0270	53	—	×	×
横 市	西中学校体育館	都原町 7707	24-1128	295	有	○	○
沖 水	沖水小学校体育館	太郎坊町 1979	38-1330	282	有	○	○
志和池	丸野小学校体育館	野々美谷町 2941	36-0517	241	有	○	○
	志和池小学校体育館	上水流町 1666	36-0515	256	有	○	○
	志和池中学校体育館	上水流町 4323-1	36-3037	336	有	×	×
	みやざき学園・白雲小 中学校体育館	丸谷町 388	36-0394	180	有	○	×
庄 内	菓子野小学校体育館	菓子野町 9555	37-0527	224	有	×	×
	庄内小学校体育館	庄内町 12680	37-0525	250	有	○	○
	庄内中学校体育館	庄内町 8976	37-0526	298	有	○	×
西 岳	夏尾小学校体育館	夏尾町 6644	33-1802	121	有	×	×
	吉之元小学校多目的室 集会所	吉之元町 4518	33-1800	121	有	×	×

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
	御池小学校多目的室	御池町 5844-291	—	179	有	×	×
中 郷	安久小学校体育館	安久町 2648-2	39-0704	250	有	○	×
	中郷中学校体育館	梅北町 2909-1	39-0709	308	有	○	×
	尾平野自治公民館	安久町 3464-1	—	33	—	×	×
山之口	麓小学校体育館	山之口町 山之口 3842	57-2028	197	有	○	×
	山之口中学校体育館	山之口町 花木 1536	57-2007	333	有	×	×
山之口	山之口総合センター	山之口町 花木 1934-1	57-3114	84	有	○	○
	山之口運動公園山之口 体育館	山之口町 花木 2381-4	57-2236	555	有	○	○
	富吉小学校体育館	山之口町 富吉 1659-1	57-3151	197	有	○	○
	上富吉地区体育館	山之口町 富吉 1752-7	57-5188	169	—	○	×
高 城	高城運動公園総合体育 館	高城町 穂満坊 2492	58-5514	520	有	○	○
	高城横原地区コミュニ ティセンター	高城町 桜木 159-1	—	57	—	×	×
	高城勤労青少年ホーム	高城町 桜木 1962	58-4887	341	—	○	○
	高城小学校体育館	高城町 穂満坊 20	58-2301	242	有	○	○
	高城中学校体育館	高城町 穂満坊 115-1	58-2303	280	有	○	×
	ふれあい武道館	高城町 穂満坊 1452	—	61	—	○	×
	石山体育センター	高城町 石山 1109-3	—	242	—	×	○
	有水小学校体育館	高城町 有水 3354-1	59-9306	185	有	○	×
	有水中学校体育館	高城町 有水 3656-1	59-9307	251	有	×	×
山 田	木之川内小学校体育館	山田町 山田 9350	64-2815	197	有	○	○
	山田木之川内体育セン ター	山田町 山田 9371	—	279	有	○	○
	山田小学校体育館	山田町 山田 3931	64-2104	199	有	○	○
山 田	山田中学校体育館	山田町 山田 2189-1	64-2105	360	有	○	○
	中霧島小学校体育館	山田町 中霧島 3470-1	64-1015	197	有	○	○
	山田谷頭トレーニング センター	山田町 中霧島 3263-1	—	288	—	○	○
高 崎	高崎小学校体育館	高崎町 大牟田 1179-1	62-1207	208	有	○	○

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
	高崎中学校体育館	高崎町 大牟田 1904-1	62-1108	297	有	○	○
	高崎総合公園総合体育館	高崎町 大牟田 1326-1	62-4448	678	有	○	○
	東霧島多目的集会所	高崎町 東霧島 757-1	62-5510	71	—	○	○
	縄瀬小学校体育館	高崎町 縄瀬 1411	62-3771	156	有	○	○
	江平農村環境改善センター	高崎町 江平 2329-9	62-5510	143	有	○	○
県立高等学校等の施設							
妻ヶ丘地区	都城泉ヶ丘高等学校	妻ヶ丘町 27-15	23-0223	620	有	○	○
妻ヶ丘地区	都城商業高等学校	上東町 31-25	22-1758	530	有	○	○
祝吉地区	都城農業高等学校	祝吉 1 丁目 5-1	22-4280	530	有	○	○
五十市地区	都城工業高等学校	五十町 2400	22-4349	650	有	○	○
横市地区	都城西高等学校	都原町 3405	23-1904	520	有	○	○
横市地区	都城さくら聴覚支援学校	都原町 7430	22-0685	230	有	○	○
高城地区	高城高等学校	高城町穂満坊 156	58-2330	430	有	○	○

第13節 要配慮者の支援対策

項 目	担 当
第1項 社会福祉施設等の対策	総務部、福祉部
第2項 支援環境の整備	総務部、福祉部、地域振興部、各総合支所
第3項 避難行動要支援者の把握	総務部、福祉部、各総合支所
第4項 避難所の支援対策	総務部、福祉部
第5項 円滑かつ迅速な避難の確保	総務部、福祉部、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第12節「要配慮者の支援対策」】を参照する。

第14節 救急・救助及び消火活動体制の整備

項 目	担 当
第1項 出火防止体制の整備	消防局、消防団
第2項 消防力の充実強化	消防局、消防団、上下水道局
第3項 消防計画の策定	消防局
第4項 救急・救助体制の整備	消防局、消防団

《 基本方針 》

市は、地震災害時における火災とそれに伴う死傷者を最小限にとどめるため、総合的な消防力の充実と防火管理体制を強化するとともに、救急・救助体制の整備を図り、消防・救急の対応力を強化する。

また、地域住民や自主防災組織、自治公民館への啓発活動や講習会の実施により、初期消火能力、救出及び応急手当能力の向上を図る。

第1項 出火防止体制の整備

1 一般家庭に対する指導

市は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ① 対震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器、感電ブレーカー等の安全な機器の普及
- ② 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ③ 火気設備を扱う場所での不燃化及び整理整頓
- ④ カーテン等防災物品及び防災製品の普及
- ⑤ 消火器具、風呂水のくみ置き等、消火準備の徹底
- ⑥ 発災時において、揺れを感じたとき、揺れが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底

2 事業所等に対する指導

- ① 市は、消防法の規定に基づき、多数の者が利用する学校、病院等の施設については、防火管理者を選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行う。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使

用または取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

- ② 市は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

3 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵または取扱いの指導

市は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス等の毒物劇物等を貯蔵しまたは取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図る。

4 建築同意制度の活用

市は、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等、建築物に関する火災予防を図る。

5 防災物品の普及及び管理指導

市は、消防法の規定に基づき、防災性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行う。

6 火災予防条例の活用

市は、火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止し、また、大型店舗等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行う。

7 消防設備士制度の活用

市は、防火対象物の消防用設備等が、技術上の基準に適合し、かつ有効に機能するよう点検報告を励行させる等により、当該対象物の関係者に対し、万全な指導を行う。

8 火災予防運動の実施

市は、毎年実施する火災予防のための諸行事を充実し、広く住民に対し火災予防思想の普及向上に努める。

第2項 消防力の充実強化

本項目については、【第2編 第2章 第13節「救急・救助及び消火活動体制の整備」】を参照する。

第3項 消防計画の策定

本項目については、【第2編 第2章 第13節「救急・救助及び消火活動体制の整備」】を参照する。

第4項 救急・救助体制の整備

本項目については、【第2編 第2章 第13節「救急・救助及び消火活動体制の整備」】を参照する。

第15節 医療救護体制の整備

項 目	担 当
第1項 医療救護体制の整備	消防局、健康部

本項目については、【第2編 第2章 第14節「医療救護体制の整備」】を参照する。

第16節 緊急輸送体制の整備

項 目	担 当
第1項 緊急輸送体制の整備	総務部、土木部、各総合支所
第2項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	総務部、健康部、消防局
第3項 緊急輸送体制の確保	総務部、土木部、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第15節「緊急輸送体制の整備」】を参照する。

第17節 備蓄に対する基本的な考え方

項 目	担 当
第1項 備蓄に対する基本的な考え方	総務部、健康部、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第16節「備蓄に対する基本的な考え方」】を参照する。

第18節 食料、物資等の備蓄

項 目	担 当
第1項 備蓄の促進	総務部、健康部、各総合支所
第2項 給水体制の整備	上下水道局

本項目については、【第2編 第2章 第17節「食料、物資等の備蓄」】を参照する。

第19節 二次災害防止体制の整備

項 目	担 当
第1項 二次災害防止体制の整備	総務部、土木部、各総合支所、消防局

《 基本方針 》

地震災害による被害を最小限に抑えるためには、二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うため、平常時からの対策及び活動を推進する。

第1項 二次災害防止体制の整備

1 土砂災害防止体制の整備

市は、地震災害時には、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらの二次災害を予防するため、災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できる体制を整備しておく。

また、国土交通省が、深層崩壊の発生が想定される溪流（小流域）について、過去の発生履歴や空中写真判読、大規模振動センサーの設置等を行うなど、詳細な調査を実施していることから、あらかじめ危険な溪流（小流域）を把握するために国土交通省と情報共有を行う体制を整備しておく。

2 応急危険度判定士の養成

市は、災害による宅地及び建築物の二次災害を予防するため、行政及び民間の建築士が被災建物の危険度を判定する「応急危険度判定士」を県と協力して養成する。

3 危険物等災害防止体制の整備

（1）危険物関係施設

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等の推進及び保安体制の強化を図る。

① 市

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

- エ 自衛消防組織の強化についての指導
- オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

② 関係機関（危険物取扱事業所）

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- イ 危険物施設の耐震性の向上
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備
- エ 自衛消防組織の強化促進
- オ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

（2）火薬類

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高いことから、爆発等による被害を防止するための危害防止体制の確立に努めるものとする。

火薬類取扱施設管理者等が、平常時より実施すべき事項は、以下のとおりである。

- ① 市、警察等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。
- ② 近隣の地域住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

（3）高圧ガス関係

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス取締法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため、事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進するものとする。

高圧ガス製造事業者等が、平常時より実施すべき事項は、以下のとおりである。

- ① 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- ② 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- ③ 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- ④ ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- ⑤ 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- ⑥ 警察、消防等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

(4) 液化石油ガス関係

液化石油ガス販売事業者等に対して、液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底など、地震対策の促進について指導を徹底する。

また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓蒙に努めるものとする。

① (一社)宮崎県エルピーガス協会

地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備するものとする。

② 液化石油ガス販売事業者等

ア 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。

イ 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機(マイコンメーターSを含む。)を設置するものとする。

ウ 地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進するものとする。

特に、学校・病院等の公共施設、地すべり・土砂崩れ等の発生のおそれのある地区及び高齢者世帯等を優先するものとする。

エ 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知するものとする。

(5) 毒物劇物関係

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤備蓄体制の充実を図るものとする。

関係機関(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)が、平常時より実施すべき事項は、以下のとおりである。

- ① 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- ② 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上
- ③ 災害応急対策用資機材等の整備

第20節 資機材等の整備

項 目	担 当
第1項 資機材等の整備充実	総務部、農政部、土木部、消防局、消防団、 上下水道局、環境森林部、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第18節「資機材等の整備」】を参照する。

第21節 防災知識の普及

項 目	担 当
第1項 防災知識の普及	総務部、土木部、福祉部、消防局、教育委員会

《 基本方針 》

市は、住民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、災害対策工事や防災施設・設備等の整備と同時に、防災に関する教育、啓発活動による防災意識の高揚を図ることにより、住民自らまたは地域が防災力を向上させることが最も重要であることから、平常時から防災知識の普及活動を積極的に実施する。

また、厳しい状況のもとでの的確な災害応急対策を維持するため、その要員として活動する市の職員は、常に防災意識の高揚に努める。

第1項 防災知識の普及

1 普及を図るべき主な項目

市は、住民の防災意識の高揚を図るために、主に次の内容を住民へ啓発を行う。

- ① 想定地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震及び津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合の出火防止、近隣の人と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 緊急地震速報に関する知識
- ⑤ 正確な情報入手の方法
- ⑥ 防災機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑦ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑧ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ⑨ 平常時より住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- ⑩ 住家の耐震診断と必要な耐震改修の実施

2 住民に対する普及

市は、住民が平常時より災害に対する備えを心掛け、災害時には自発的な防災活動を行うよう、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信し、教育機関のみならず、公民館等の社会教育施設の活用など、多様な主体が関わり合う地域コミュニティの中で防災知識の普及・啓発を行い、住民の理解促進を図る。

このため、次のような方法により住民への防災知識の普及を図る。

- ① 広報紙、防災ハンドブック、防災マップ等の配布
- ② インターネットによる防災関連ホームページの紹介
- ③ テレビ、ラジオ番組の制作
- ④ 講習会や研修会の開催
- ⑤ 映画、ビデオ、スライド等の活用
- ⑥ 災害予防運動の実施
- ⑦ 防災訓練の実施
- ⑧ 出前防災講座、意見交換会等の実施
- ⑨ 他機関が所有する地震体験車等の教育設備の活用
- ⑩ 外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等が理解できるよう、外国語、点字版の作成やDVDへの字幕・手話通訳の挿入等

3 学校等における普及

市は、子供たちの防災意識の高揚を図るため、学校や認可保育所（保育園）及び認定こども園（以下「学校等」という。）における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、それぞれの発達段階や経験に応じた防災教育を実施する。

また、学校等において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう支援・協力する。

（1）児童・生徒等への防災教育

教育委員会及び福祉部は、学校での教育を通じて、次のような方法により児童・生徒等への防災知識の普及を図ることにより、生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童・生徒等の育成に努める。

- ① 校（園）内での防災訓練の実施
- ② 防災に関する作文、絵画、ポスター等の作成
- ③ 映画、ビデオ、副読本等の活用
- ④ 講演会や研修会の開催

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育に当たっては各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行う。

また、大規模災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。

さらに、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先導的

な防災教育を実践するとともに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより効果的な防災教育のあり方を検討する。

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。

このため、教職員向けの参考資料の作成と活用及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

(3) 学校での災害予防計画

教育委員会及び各学校長は、災害が発生したときに的確に対処するため、各学校における防災計画等を作成し、次のようなことをあらかじめ取り決めておくとともに、応急教育の方針等について検討しておく。

- ① 通学路の災害の危険性に関する把握及び安全対策について
- ② 災害予防のための臨時休校、授業の中断、途中下校等について
- ③ 緊急時における保護者との連絡について
- ④ 保護者への児童・生徒の受け渡しについて
- ⑤ 教職員の勤務時間外における災害への対応について
- ⑥ 避難所としての開放範囲について
- ⑦ 災害が長期化した場合の応急教育の実施について
- ⑧ その他各学校において必要な災害応急対策計画

4 職員の防災意識の啓発

市の職員は、円滑な災害応急対策を実施するため、平常時から災害への対応能力を高め、災害時には先ずは自身（家族も含む。）を守る「自助力」を高めることにより、市職員として「公助」の責務を果たす行動が可能となることを認識し、次のような方法により防災意識の高揚と活動能力の向上を図る。

(1) 災害対策行動マニュアルの作成

災害応急対策に迅速かつ的確に対処するため、災害対策本部組織における各職員の活動内容を具体的にマニュアル化し、全ての部署に整備する。

(2) 啓発行動

- ① 災害に関する基礎知識の習得
- ② 地域防災計画及び活動に係る法令及び指針等の習熟
- ③ 災害対策行動マニュアルにおける担当任務の自覚
- ④ 国、県、市及び防災関係機関が実施する防災訓練、講習会及び研修会等への参加

⑤ 家庭における防災対策

5 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設等を指し、災害発生時には火災やパニックが発生する危険性が高い場所である。

市は、これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さの認識、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施により、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を図るものとする。

- ① 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
- ② 事業所独自、あるいは地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。
- ③ 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。
- ④ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

6 観光客等への広報

市は、現地の地理に不案内な観光客や外国人等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

7 相談窓口の設置

市は、住民等からの地震対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。

8 災害用伝言サービスの広報

市は、災害時において通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、一般電話やインターネット、携帯電話で利用できる災害用伝言サービスについて市ホームページや広報紙等により周知を図るとともに、各事業者に対して、テレビ・ラジオ等による広報活動により、災害用伝言サービスの利用方法を住民に周知するよう依頼する。

各事業者は、災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言サービスを速やかに提供できるよう体制を整備しておくものとする。

《 災害用伝言サービス 》

名 称	サービス提供元	利用の範囲
災害用伝言ダイヤル（171）	N T T	一般電話（プッシュ、ダイヤル回線） 公衆電話、携帯電話
災害用伝言板サービス	携帯電話各社	各社携帯電話から直接、または他社 携帯電話からのリンク

第2.2節 防災関係機関の防災訓練の実施

項 目	担 当
第1項 防災訓練の実施	総務部、消防局

本項目については、【第2編 第2章 第19節「防災訓練」】を参照する。

第23節 自主防災組織等の育成強化

項 目	担 当
第1項 自主防災組織等の育成強化	総務部、消防局、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第21節「自主防災組織等の育成強化」】を参照する。

第24節 ボランティアの活動環境の整備

項 目	担 当
第1項 活動体制の整備	社会福祉協議会、福祉部、各総合支所
第2項 支援体制の整備	総務部、福祉部

本項目については、【第2編 第2章 第22節「ボランティアの活動環境の整備」】を参照する。

第25節 文教対策の推進

項 目	担 当
第1項 文教対策の推進	各学校（園）、教育委員会

本項目については、【第2編 第2章 第23節「文教対策の推進」】を参照する。

第26節 災害教訓の伝承

項 目	担 当
第1項 災害教訓の伝承	総務部、消防局、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第24節 「災害教訓の伝承」】を参照する。

第27節 地震災害に関する調査・研究等の推進

項 目	担 当
第1項 地震災害に関する調査研究	総務部、消防局、各総合支所

《 基本方針 》

市は、地震災害による被害の軽減に対し、必要となる調査・研究情報収集を積極的に
行うとともに、情報提供等を推進する。

第1項 地震災害に関する調査研究

過去の地震災害を教訓として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に
くいとめる方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努める。

震災対策に関する調査研究事項としては、次の事項が考えられる。

- ① 被害想定調査研究
- ② 地域危険度測定調査
- ③ 津波災害に関する調査研究
- ④ 地盤の液状化に関する調査研究
- ⑤ 地震時の出火、延焼に関する調査研究
- ⑥ 建築物及び土木構造物等の耐震性に関する研究
- ⑦ 震災に伴う社会心理に関する調査研究
- ⑧ 避難に関する調査研究
- ⑨ 防災情報システムに関する調査研究
- ⑩ 地震時における交通確保に関する研究
- ⑪ 消防活動の充実強化に関する調査研究
- ⑫ 広域応援・受援に関する研究